

第47期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

開催
場所

東京都港区元赤坂2丁目2番23号
明治記念館「丹頂」の間

< 会場変更のお知らせ >

株主総会会場が前回の会場から「明治記念館」へ
変更となっております。ご来場の際は、末尾の「会
場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのない
ようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 ストック・オプションとして
新株予約権を発行する件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	11
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29

伊豆シャボテンリゾート株式会社

証券コード：6819

2022年6月13日

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号
伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役 北本幸寛
(証券コード：6819)

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染防止の観点から、株主様には可能な限り書面又はインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場なさる株主様におかれましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況やご自身の体調を鑑み、ご判断をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、株主総会参考書類をご検討のうえ、併せて議決権行使についてのご案内をご覧頂いたうえ、2022年6月27日（月曜日）の午後7時までには議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2. 場 所 東京都港区元赤坂2丁目2番23号
明治記念館「丹頂」の間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連
結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

〈株主様へのお願い〉

- ◎株主総会当日までの感染拡大状況や、政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.izu-sr.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.izu-sr.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.izu-sr.co.jp/>) に記載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。


〈議決権行使の取扱いについてのご案内〉

- ①書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ④各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権の行使についてのご案内

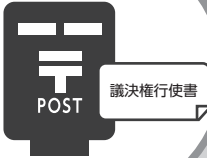
<議決権行使等についてのご案内>

議決権の行使には以下の方法がございます。

- 


1 インターネットによる
議決権行使の場合

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後7時00分まで

4頁をご参照ください
- 

2 議決権行使書を
郵送する場合

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後7時00分到着分まで

各議案の賛否を
表示のうえ投函
(お早めにご投函ください)
- 

3 株主総会へ
出席する場合

株主総会開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）

議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

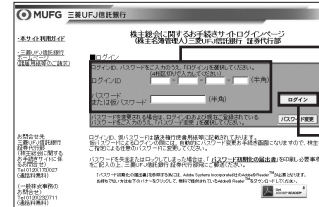
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

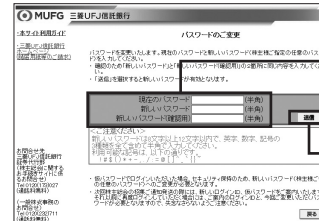
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、
仮パスワードを入力し、

「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワード
を入力し、

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 前①から③までの新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し、提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等) 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附 則) 第1条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する</p> <p>第3条 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式 の株数
1	きたもと ゆきひろ 北 本 幸 寛 (1970年6月14日生)	2000年8月 (株)ハートライン代表取締役就任 2007年6月 (株)クオンツ取締役就任 2008年9月 (株)クオンツ取締役退任 2014年11月 当社代表取締役社長就任（現任） 【重要な兼職の状況】 (株)伊豆シャボテン公園 取締役 (株)FLACOCO 取締役 (株)ウェブ 取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の株数
2	吉村浩太郎 (1977年5月22日生)	2014年11月 (株)伊豆シャボテン公園 代表取締役就任(現任) 2016年6月 当社取締役就任(現任) 【重要な兼職の状況】 (株)伊豆シャボテン公園 代表取締役	1,000株
3	栗原けん謙 (1964年10月18日生)	1989年5月 (株)井出プロダクション (現(株)FLACOCO) 入社 2006年6月 (株)FLACOCO取締役就任 2008年6月 (株)FLACOCO代表取締役就任(現任) 2021年6月 当社取締役就任(現任) 【重要な兼職の状況】 (株)FLACOCO 代表取締役	0株
4	金良姫 (1973年12月6日生)	2014年11月 当社社外取締役就任 2017年6月 当社取締役就任(現任)	0株
5	江口修司 (1959年7月30日生)	1983年4月 日興証券(株)(現SMBC日興証券(株)) 入社 1999年12月 イー・トレード証券(株) (現SBI証券(株)) 入社 2016年1月 宝和商事有限会社入社(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 江口修司氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由

江口修司氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが長年証券業界に従事しており、特に今後更なるM&Aに向け公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただけるものと期待しております。これら企業価値の増大をはじめとした取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は、江口修司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定としております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。本総会において、江口氏の選任が承認された場合、本契約を締結する予定であります。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社グループの業績向上に対する士気や意欲を高め、現在いる優秀な人材の維持を図ることを目的として、当社の従業員、取締役、及び当社子会社の従業員、取締役に対して新株予約権を無償で発行するものです。
2. 当社の取締役に対する報酬等の額
当社取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、年額100百万円を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。
ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、当社グループの業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。
当社は、新株予約権が当社の企業価値増大に対する士気や意欲を高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、その具体的な内容は相当なものであると考えております。
なお、当社の取締役の報酬等の額は、1992年6月26日開催の第17期定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。ただし、使用人分給とは含まないとする旨ご承認をいただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
3. 新株予約権の発行要領
 - (1) 本新株予約権の数の上限
新株予約権10,000個を上限とする。
このうち、取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の個数は3,400個を上限とする。
なお、本新株予約権を行使することにより、交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,000,000株とし、下記（3）①により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式に本新株予約権の数を乗じた数とする。
 - (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
 - (3) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、付与株式数は、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、会社交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2024年7月1日より2029年6月30日とする。

- ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から、上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる株式分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 2. 新株予約権者が上記⑥に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- ⑧ その他
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。
- (4) 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役 3名(社外取締役0名) 当社従業員2名
当社子会社の取締役 2名 当社子会社の従業員 12名 合計19名

以上

事業報告

第 47 期 (2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言が断続的に発出され、外出自粛要請等により厳しい状況が続きました。経済活動への正常化に向けた動きが少しずつ進んでおりますが、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりや、この影響を受ける電気料金をはじめとするエネルギー価格の高騰などにより、先行きは不透明な状況で推移しています。

このような状況の中で、当社が展開する各レジャー施設では、経営理念である「ステークホルダーと共に」及びブランドスローガンである「ご来園者の笑顔のために」のもとに、各施設の入園者数と売上確保に努めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高24億7百万円（前期比12.0%増）、営業利益1億93百万円（前期比48.4%増）、経常利益2億15百万円（前期比27.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億94百万円（前期比32.4%減）となりました。

当社グループでは、以下の売上向上施策を行いました。

伊豆シャボテン動物公園における動物の飼育ノウハウをもとに、動物の生態を観察し触れあうことができる屋内施設「アニタッチみなとみらい」を、神奈川県横浜市にある横浜ワールドポーターズに開業いたしました。

アニタッチみなとみらいの開業は、静岡県外での事業開始となり、また屋内施設となるため、天候に左右されにくい事業の展開が可能となりました。

また、結婚相談所を営む株式会社ウェブの発行済株式の20%を取得し、持分法適用会社といたしました。

- (2) 設備投資等の状況
総額1億90百万円の設備投資を行いました。これは主に当社子会社である株式会社伊豆シヤボテン公園における建物及び構築物等の「アニタッチみなとみらい」等への設備投資であります。
- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受の状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題
- ①グループ全体における課題
- (ア) グループ知名度の向上
当社グループは、1年間で約150万人のお客様をお迎えする施設を有しております。今後の当社グループの成長のためには、当社施設をまだご存じない方々に向けて認知度を上げ、足を運んでいただけるような施策を講じていくことが重要な課題であると考えております。
- (イ) 人材の確保
人事・賃金制度や研修等の見直しにより、優秀な人材の確保と従業員の成長を図り、今後の雇用環境の変化に対処し、より複雑化・高度化する業務に適切に処理できる組織力を培うことが重要な課題であると考えております。
- (ウ) コンプライアンスの推進
当社グループは、ステークホルダーとの信頼関係を築いてまいりました。一度の法令違

反により、これらの信頼関係を瓦解させ、ひいては企業経営に多大なダメージを与えることとなります。このため、当社は役職員に対し、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の確立を指導するとともに、適宜外部専門家との情報交換を行うことにより、法令・定款違反行為を未然に防止することが重要な課題であると考えております。

②事業における課題

(ア) 魅力的な運営施設への改善

アニタッチみなとみらいや、伊豆ぐらんぱる公園における「伊豆高原グランイルミ」などの新規設備投資、また老朽化した設備の修繕などを行い、更なる運営施設の全般的な魅力向上に努めることが、集客力の強化の課題となっております。

(イ) イベントの拡充

当社グループの運営施設はカピバラの露天風呂をはじめとした様々なイベントを開催しております。ご来園いただいたお客様の顧客満足度の向上を図るイベントを筆頭に、そのイベントによって集客を図ることができる話題性のあるイベントなど魅力的なイベントを拡充することが、集客力の強化の課題となっております。

(ウ) 物販の拡充

魅力的なオリジナル商品の企画開発・販売を行い、各運営施設の売上向上やオリジナル商品の販売を通じての各運営施設、及びインターネット通販サイトである伊豆シャボテン本舗の知名度向上を図ることが、施設集客力の強化の課題となっております。

(エ) 接遇などサービスレベルの向上

各運営施設のスタッフによるきめ細やかなサービスの提供を通じて、顧客満足度の向上を図ることが、集客力の強化の課題となっております。

(オ) 効果的な宣伝広告の実施

各運営施設は施設コンセプトが異なることから、広告媒体の選別を行い、ゴールデンウィークや夏休み、年末年始や春休みなどの各繁忙期に向けてそれぞれに効果的な宣伝を行うことが、集客力の強化の課題となっております。

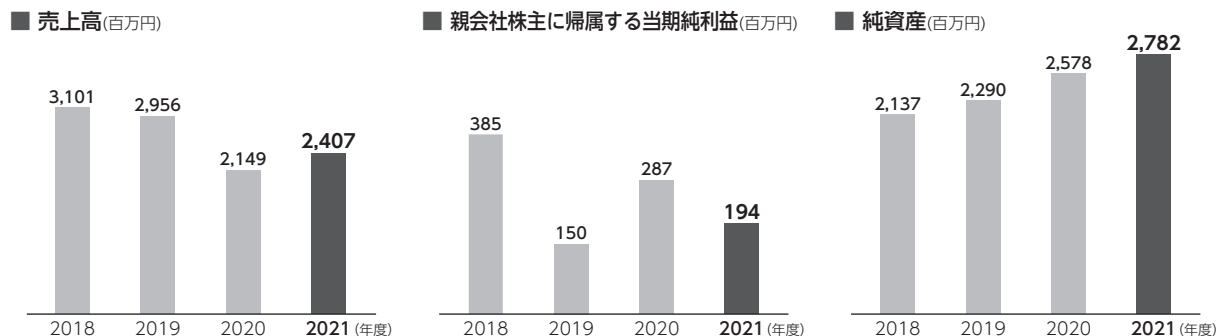
(カ) 新事業形態の認知度向上

アニタッチみなとみらいについては、SNS等を通じて当社グループの運営であることを更に周知してまいりたいと考えております。アニタッチみなとみらいへ来園いただいたお客様に伊豆の各施設へご来訪いただけるよう相互の施設の認知度を高めていくことが、集客力の強化の課題となっております。

(9) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第44期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第45期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第46期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第47期 (当期) (2021.4.1～ 2022.3.31)
売 上 高 (百万円)	3,101	2,956	2,149	2,407
経 常 利 益 (百万円)	413	323	168	215
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	385	150	287	194
1 株当たり当期純利益 (円)	13.54	5.29	10.10	6.83
総 資 産 (百万円)	2,655	2,812	3,527	3,752
純 資 産 (百万円)	2,137	2,290	2,578	2,782
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	75.09	80.45	90.56	97.73

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く）は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



(10) 重要な子会社の状況

(i) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社伊豆シャボテン公園	50百万円	100.0%	テーマパーク等の運営
株式会社FLACOCO	10百万円	100.0%	テレビCMの企画・制作

(ii) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(iii) 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウェブ	10百万円	20.0%	結婚に関するコンサルタント業

(iv) 企業結合の経過

該当事項はありません。

(V) 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社に記載の2社であります。

当期の連結売上高は24億7百万円（前期比12.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億94百万円（前期比32.4%減）であります。

(11) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
レジャー事業	テーマパーク等の運営等

(12) 主要な営業所

(i) 当社本社

(東京都港区)

(ii) 子会社 株式会社伊豆シャボテン公園

(静岡県伊東市)

(13) 従業員の状況

(i) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
114名	18名増

(ii) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	1名減	37.6歳	8.0年

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	200,000 千円
株式会社静岡銀行	120,000 千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,471,619株 (自己株式24,918株を除く。)
- (3) 株主数 14,170名
- (4) 大株主一覧 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ケプラム	2,700,000株	9.48%
株式会社トーテム	2,700,000株	9.48%
株式会社B E C	1,250,000株	4.39%
有限会社M B L	1,250,000株	4.39%
山河企画有限会社	1,019,500株	3.58%
楽天証券株式会社	882,100株	3.10%
東拓観光有限会社	870,000株	3.06%
梁井由紀子	756,825株	2.66%
ロイヤル観光有限会社	500,000株	1.76%
石川博実	450,000株	1.58%

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 2022年5月6日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2022年4月25日現在で株式会社広共が2,700,000株(保有割合9.48%)を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 本 幸 寛	(株)伊豆シャボテン公園取締役 (株)FLACOCO取締役 (株)ウェブ取締役
取 締 役	吉 村 浩 太郎	(株)伊豆シャボテン公園代表取締役
取 締 役	栗 原 謙	(株)FLACOCO代表取締役
取 締 役	金 良 姫	
取 締 役	田 中 久 信	
監 査 役	白 石 孝 誼	
監 査 役	大 箸 郁 夫	
監 査 役	結 城 昭 二	

- (注) 1. 取締役田中久信氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大箸郁夫及び結城昭二の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役大箸郁夫氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役大箸郁夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 5. 決算期後の取締役及び監査役の異動
 該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、現状の当社の規模などを鑑みた結果、取締役個人の報酬等については、固定額報酬のみとすることとなっています。また、決定方針の決定方法は、社外取締役等の協議を経たうえで代表取締役に一任することとしています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第17期定時株主総会において年額20,000万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第17期定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長北本幸寛が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰し、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役との協議を経た後に決定する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	28,399 (1,190)	28,399 (1,190)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	4,165 (2,380)	4,165 (2,380)	—	—	3 (2)

(注) 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社の関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	田中 久信	当事業年度開催の取締役会には13回中12回に出席し、主にステークホルダーの意見の反映を中心に議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大箸 郁夫	当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、また当事業年度の監査役会12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	結城 昭二	当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、また当事業年度の監査役会12回のうち12回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(i) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

14,500千円

(ii) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

14,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、2006年5月26日開催の取締役会において下記のとおり基本方針を定めました。その後2015年5月14日開催の取締役会において一部を改訂いたしました。改訂後の内容は下記のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を当社グループの役職員が法令・定款及び社会規模を遵守した行動を取るための行動規範として設ける。
 - ② その周知・徹底を図るため、経営企画室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同室を中心に役職員教育を行う。
 - ③ 代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、経営企画室と連携のうえ、コンプライアンス体制遂行の状況を監視する。
 - ④ 定期的に取り締役会及び監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等については従業員が内部監査部門への直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置・運営する。
 - ⑤ 当社グループは、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
 - ② 取締役及び監査役並びに内部監査部門は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
 - ② 新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。
 - ②社内規程に基づく会社の権限分配・意思決定ルールによる権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT を活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業連会議の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。
 - ②グループ企業間との緊密な連絡体制の構築とグループ経営会議を開催し、担当部門より取締役会及び監査役会への報告を行う。
 - ③各グループ会社が当社のコンプライアンス規定と同等の規程を制定することを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。
 - ④各グループ会社からの内部通報は、当社の社長、監査役、外部弁護士等に直接通報できるものとする。
- (6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役は、内部監査部門所属の使用人を監査役との連絡事務局とし、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その結果を監査役会に報告するものとする。
 - ②監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ③当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定するものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行うものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- ①取締役又は内部監査部門の使用人は、監査役会に対して、取締役会や当社経営会議、グループ経営会議等の法定の事項に加え、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
 - ②報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

- (8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と代表取締役社長及び内部監査部門との間の定期的な会合を設定するとともに、連絡を密にすることで適宜課題抽出・解決案策定等の意見交換を行う。
 - ② 監査役会は会計監査人と、定期的な情報交換等の連携を図り会計監査人より会計監査内容の説明を受ける。
 - ③ 当社グループは監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。
- (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- ① 内部統制システム全般
当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。
 - ② コンプライアンス
当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、必要なコンプライアンスについて、会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを行っております。
 - ③ 内部監査
内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	1,157,294	流 動 負 債	303,083
現金及び預金	949,808	買掛金	44,610
売掛金	111,222	未払金	160,222
商品等	34,621	前受金	2,290
その他	61,641	預り金	3,687
固 定 資 産	2,594,975	未払法人税等	3,333
有 形 固 定 資 産	1,965,158	賞与引当金	17,797
建物及び構築物	1,608,243	訴訟損失引当金	18,568
機械及び装置	95,043	その他	52,574
土地	78,084	固 定 負 債	666,592
建設仮勘定	64,116	退職給付に係る負債	209,536
その他	119,669	リース債務	74,614
無 形 固 定 資 産	13,245	長期借入金	320,000
ソフトウェア	13,245	その他	62,440
投資その他の資産	616,571	負 債 合 計	969,675
関係会社株式	212,319	純 資 産 の 部	
投資有価証券	198,323	株 主 資 本	2,775,976
長期化営業債権	3,156	資本金	100,000
破産更生債権等	754	資本剰余金	425,232
その他	205,929	利益剰余金	2,262,889
貸倒引当金	△3,911	自己株式	△12,146
		その他の包括利益累計額	6,618
		その他有価証券評価差額金	6,618
資 産 合 計	3,752,269	純 資 産 合 計	2,782,594
		負債及び純資産合計	3,752,269

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		2,407,411
売上原価		574,748
売上総利益		1,832,662
販売費及び一般管理費		1,638,990
営業利益		193,671
営業外収益		
受取利息	23	
受取賃貸料	1,534	
受取手数料	12,106	
持分法による投資利益	6,184	
その他の他	23,062	42,910
営業外費用		
支払利息	2,392	
訴訟損失引当金繰入額	18,568	
その他の他	2	20,963
経常利益		215,618
特別利益		
固定資産売却益	411	
受取保険金	48	460
特別損失		
固定資産除却損	1,196	1,196
税金等調整前当期純利益		214,882
法人税、住民税及び事業税	20,518	20,518
当期純利益		194,363
親会社株主に帰属する当期純利益		194,363

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	69,419	流 動 負 債	20,029
現金及び預金	64,773	未払金	7,626
売掛金	2	未払法人税等	950
前払費用	4,537	未払費用	1,366
その他	106	預り金	877
固 定 資 産	733,639	賞与引当金	2,520
有 形 固 定 資 産	145,661	その他の	6,687
建物及び構築物	144,772	固 定 負 債	180,060
工具器具備品	888	資産除去債務	26,044
無 形 固 定 資 産	42	退職給付引当金	10,252
ソフトウェア	42	長期借入金	140,000
投資その他の資産	587,935	繰延税金負債	3,529
関係会社株式	372,502	その他の	235
投資有価証券	197,523	負 債 合 計	200,090
敷金・保証金	14,835	純 資 産 の 部	
その他	3,829	株 主 資 本	599,666
貸倒引当金	△754	資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	425,232
		資本準備金	186,500
		その他資本剰余金	238,732
		利 益 剰 余 金	86,580
		その他利益剰余金	86,580
		繰越利益剰余金	86,580
		自 己 株 式	△12,146
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,301
		その他有価証券評価差額金	3,301
資 産 合 計	803,058	純 資 産 合 計	602,968
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	803,058

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		198,948
売上原価		27,255
売上総利益		171,692
販売費及び一般管理費		156,431
営業利益		15,261
営業外収益		
受取利息	1,076	
その他の	7,931	9,007
営業外費用		
支払利息	276	
連結納税個別帰属額調整損	21,545	
その他の	2	21,824
経常利益		2,444
税引前当期純利益		2,444
法人税、住民税及び事業税	△20,598	△20,598
当期純利益		23,043

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

伊豆シャボテンリゾート株式会社
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 濱 村 則久
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊豆シャボテンリゾート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

伊豆シャボテンリゾート株式会社
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 濱 村 則久
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げている事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

2022年5月25日

伊豆シャボテンリゾート株式会社 監査役会
 常 勤 監 査 役 白 石 孝 誼 ㊟
 監 査 役 (社外監査役) 大 筭 郁 夫 ㊟
 監 査 役 (社外監査役) 結 城 昭 二 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区元赤坂2丁目2番23号
明治記念館
[丹頂]の間
TEL 03-3403-1171 (代表)



交通機関 JR〔中央線・総武線〕信濃町駅 下車徒歩3分
地下鉄〔銀座線・半蔵門線・大江戸線〕青山一丁目駅 下車(2番出口) 徒歩6分
地下鉄〔大江戸線〕国立競技場駅 下車(A1出口) 徒歩6分
都バス〔品97〕品川車庫前～新宿駅西口〔権田原〕下車徒歩1分